第 22 回 支部総会議案書

平成 26 年 5 月 13 日（火）

大阪科学技術センター　8F 小ホール

公益社団法人 日本コンクリート工学会

近　畿　支　部

総　会　次　第

1. はじめに
　出席者数確認（委任状含む）

2. 開会挨拶
　近畿支部 支部長

3. 議長選出

4. 議　事

4.1 議事録記録者、議事録署名人選任

4.2 決議事項

第 1 号議案　平成 25 年度 事業報告および収支決算に関する件 …… 2

第 2 号議案　「近畿支部規程」の改正に関する件 …… 9

第 3 号議案　支部役員の選任に関する件 …… 14

4.3 報告事項

(1) 平成 26 年度 事業計画および収支予算について …… 15

(2) 内規類の制定について …… 18

(3) ホームページの刷新について …… 24

(4) 会員数の推移について …… 25

(5) 本部からの報告について …… 26

【決議事項】

第１号議案　平成 25 年度 事業報告および収支決算に関する件

事　業　報　告

（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

平成 25 年度は、東日本大震災からの復興の加速化、トンネルや橋梁などの社会基盤施設の維持管理や取替えの重要性、国土強靭化の必要性などが議論され、予算化や制度化が進んだ年であった。関西では、南海トラフ地震発生のリスクが高まる中、滋賀県や京都府に局所的な豪雨災害が発生し、大きな被害がもたらされた。その一方で、高さ 300m の超高層建築物が大阪市内に建設され、大きな賑わいを創出している。

近畿支部における平成 25 年度は、役員改選期であった。新支部長のもと、役員全員が 3 つの分科会に分かれて支部活性化等の方策を検討するとともに、4 回にわたる連続講演会を開催し、若手活性化に向けた取り組み課題の抽出を行った。さらに、支部ホームページを刷新し、会員をはじめ市民の皆さまに向けたさまざまな情報を発信していく基盤固めを行った。

1. 役員会

(1) 第 1 回

開 催 日：平成 25 年 4 月 22 日（月）

場　　所：大阪兵庫生コンクリート工業組合 会議室

(2) 第 2 回

開 催 日：平成 25 年 5 月 14 日（火）

場　　所：大阪科学技術センター 会議室

(3) 第 3 回

開 催 日：平成 25 年 6 月 10 日（月）

場　　所：JCI 近畿支部 会議室

(4) 第 4 回

開 催 日：平成 25 年 12 月 4 日（水）

場　　所：JR 西日本 大阪工事事務所 会議室

(5) 第 5 回

開 催 日：平成 26 年 3 月 20 日（木）

場　　所：JR 西日本 大阪工事事務所 会議室

2. 通常総会

開 催 日：平成 25 年 5 月 14 日（火）

場　　所：大阪科学技術センター 8F 小ホール

出席会員：441 名（委任状含む）

3. 講演会およびセミナー

(1) 特別講演会

開 催 日：平成 25 年 5 月 14 日（火）

場　　所：大阪科学技術センター 8F 小ホール

講演題目：「阿倍野ハルカス 300m の構造設計」

講　　師：㈱竹中工務店 大阪本店　佐分利 和宏　氏

(2) コンクリート工学年次大会 2013（名古屋）

開 催 日：平成 25 年 7 月 9 日（火）～7 月 11 日（木）

場　　所：名古屋国際会議場

(3) セメント・コンクリート関西発表会 2013 および 80 周年特別講演会

（共催:コンクリート研究会）

開 催 日：平成 25 年 11 月 6 日（水）

場　　所：建設交流会会館 8F グリーンホール

(4) 80 周年記念見学会　（共催：コンクリート研究会）

開 催 日：平成 25 年 10 月 18 日（金）

場　　所：和歌山県すさみ町

近畿自動車道紀勢線黒崎トンネル工事　三井住友建設㈱ 施工現場

4. 研究専門委員会等

4.1 若手研究プロジェクト推進 WG

日本コンクリート工学会近畿支部では、平成 24 年度から「若手研究者・技術者を対象とした研究プロジェクト」が発足した。当 WG においては、比較的若い世代の研究者や技術者の参画を得て、研究プロジェクトのテーマ設定や推進を目的とした活動を開始した。

研究テーマに関しては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と同様なタイプの南海トラフ地震の発生が危惧されていること、上町断層帯地震に代表されるような都市直下型地震発生の可能性も指摘されていること、さらには近年の大型台風、ゲリラ豪雨等も近畿地方の各所に甚大な被害をもたらしていることなどを勘案して、「自然災害と減災」を取り上げた。そして、コンクリート工学会近畿支部に属する研究者、技術者に対して、近い将来の発生がほぼ確実視されている上記大地震やそれに伴う

大震災、あるいはその他の自然災害に対して事前の災害対策や被害想定等を検討し、社会に向けてその研究成果を発信していくことを念頭に置いた委員会活動を目指していくこととした。

平成 25 年度は「自然災害と減災」という研究テーマに関連する他分野の研究者、技術者を招き、4 回にわたる連続講演会を開催し、多くの会員の参加を得た。平成 26 年度においては、WG 委員が中心となって、若手会員が継続的に活動できる研究テーマ設定を複数選択し、会員の参加を募るという方向で活動していく予定である。

4.2 WG 委員

氏　名	所　属	分　野
倉本　　洋	大阪大学	建築（世話役）
森川　英典	神戸大学	土木（世話役）
山本　貴士	京都大学	土木
大島　義信	京都大学	土木
坂下　雅信	京都大学	建築
三木　朋広	神戸大学	土木
藤永　　隆	神戸大学	建築
真田　靖士	大阪大学	建築
三方　康弘	大阪工業大学	土木
吉敷　祥一	大阪工業大学	建築
麓　　隆行	近畿大学	土木
川﨑　佑磨	立命館大学	土木
内田　慎哉	立命館大学	土木
市岡　有香子	日本建築総合試験所	建築
湯淺　康史	JR 西日本	土木

4.3 活動報告

(1) 委員会開催（4 回）

第 4 回（平成 25 年度第 1 回）：平成 25 年 5 月 15 日（水）17 時 30 分～18 時 45 分
JR 西日本 構造技術室 会議室

第 5 回（平成 25 年度第 2 回）：平成 25 年 7 月 3 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分
大阪大学中之島センター会議室

第 6 回（平成 25 年度第 3 回）：平成 25 年 9 月 30 日（月）11 時 00 分～12 時 00 分
大阪大学中之島センター会議室

第 7 回（平成 25 年度第 4 回）：平成 25 年 12 月 6 日（月）11 時 00 分～12 時 00 分
大阪大学中之島センター会議室

(2) 連続講演会開催状況

a) 第 1 回 JCI 近畿支部連続講演会

開催日時：平成25年7月3日（水）13時00分～17時00分

開催場所：大阪大学中之島センター

講演題目・講師：

「南海トラフ巨大地震で想定される長周期地震動と津波の特性」

古村孝志（東京大学地震研究所）

「建物に大きな被害を引き起こす地震動」

境　有紀（筑波大学システム情報系）

「南海トラフ巨大地震に対する設計用地震動の作成の取組み」

宮腰淳一（名古屋大学減災連携研究センター）

b) 第 2 回 JCI 近畿支部連続講演会

開催日時：平成25年9月30日（月）14時00分～17時00分

開催場所：大阪大学中之島センター

講演題目・講師：

「より一層の復興資材の活用に向けた地盤環境工学の取り組み」

勝見　武（京都大学地球環境学堂）

「震災から２年半～見えてきた諸課題～」

久田　真（東北大学大学院）

c) 第 3 回 JCI 近畿支部連続講演会

開催日時：平成25年12月6日（金）14時00分～17時00分

開催場所：大阪大学中之島センター

講演題目・講師：

「コンクリート構造物の火害～調査方法、津波後火災の実例、今後の展開～」

阪口明弘（日本建築総合試験所）

「道路構造物の耐火技術　～設計・施工の事例及び今後の展望～」

土橋　浩（首都高技術株式会社）

d) 第 4 回 JCI 近畿支部連続講演会

開催日時：平成26年3月12日（水）13時00分～17時00分

開催場所：大阪大学中之島センター

講演題目・講師：

「地震で被災したRC造建築物の残存耐震性能と被災度の判定

～近年の地震被害と被災度区分判定基準2014年改訂版の要点～

前田匡樹（東北大学大学院）

「コンクリート橋梁を叩いて診る方法」

鎌田敏郎（大阪大学大学院）

収　支　決　算

1. 貸借対照表

平成 26 年 3 月 31 日現在

（単位：円）

借　　方		貸　　方	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
資　　産		負　　債	
Ⅰ 流　動　資　産		Ⅰ 流　動　負　債	
1. 現　　金		1. 預　　り　　金	
2. 普　通　預　金	7,487,438	2. 未　　払　　金	
3. 当　座　預　金			
4. 定　期　預　金			
5. 未　　収　　金		資　　本	
		Ⅰ 出　　資　　金	
		Ⅱ 剰　　余　　金	
		1. 前 期 繰 越 金	8,603,132
		2. 当　期　損　益	- 1,115,694
計	7,487,438	計	7,487,438

2. 平成 25 年度 一般正味財産増減計算書

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
1.　経常収益			
(1)　本部交付金	1,812,360	1,806,600	5,760
(2)　総会懇親会費	150,000	145,000	5,000
(3)　雑収益			
①　預金利息	1,687	1,464	223
小計	1,687	1,464	223
経常収益合計(A)	1,964,047	1,953,064	10,983
2.　経常費用			
(1)　事業費			
1)　H25年度研究委員会活動費（公募分）	0	0	0
2)　若手研究プロジェクト推進ＷＧ	990,469	11,240	979,229
3)　H20年度研究委員会活動費	15,750	319,680	-303,930
4)　支部活性化役員会（３分科会）	57,500	0	57,500
5)　関係団体共催費	316,225	193,357	122,868
6)　総会・特別講演会費	403,680	310,355	93,325
7)　予備費	0	0	0
事業費合計(a)	1,783,624	834,632	948,992
(2)　管理費			
1)　事務委託費（人件費含む）	730,000	650,000	80,000
2)　会議費（役員会費用）	124,078	25,000	99,078
3)　事務費			
①　通信費	71,555	84,970	-13,415
②　旅費交通費	5,550	57,930	-52,380
③　事務所費	125,000	150,000	-25,000
④　会議費	0	12,305	-12,305
⑤　消耗品費	87,569	12,852	74,717
⑥　雑費	19,690	8,400	11,290
⑦　予備費	132,675	0	132,675
小計	442,039	326,457	115,582
管理費合計(b)	1,296,117	1,001,457	294,660
経常費用合計(B=a+b)	3,079,741	1,836,089	1,243,652
当期正味財産増減額(C=A-B)	-1,115,694	116,975	-1,232,669
正味財産期首残高(D)	8,603,132	8,486,157	116,975
正味財産期末残高(C+D)	7,487,438	8,603,132	-1,115,694

3. 監査報告書

監 査 報 告 書

私共は、日本コンクリート工学会近畿支部の平成２５年度決算報告について監査を行った結果、決算報告書類は適正であることを認めましたので、ここに報告いたします。

平成２６年４月１０日

日本コンクリート工学会　近畿支部

支部監事　蔵本 修

〃　井上 賢

第 2 号議案　「近畿支部規程」の改正に関する件

「日本コンクリート工学会 近畿支部規程」（以下、「支部規程」という。）の主な改正点は以下のとおりである。

① 平成 25 年 12 月 26 日開催の臨時社員総会において定款一部変更が承認され、同日効力を発生した。

変更された定款第 43 条においては、これまでは社員総会の決議事項であった前年度の事業報告および収支決算が報告事項となった。これを受けて、支部規程の改正を行うこととし、前年度事業報告および収支決算については、第 9 条の支部総会決議事項から除外して、第 10 条の支部役員会決議事項に変更するものである。

② 支部運営の円滑化を図るために幹事長を置くとともに、支部活性化を進めるために支部役員の増員を行う。

③ 新たに表彰事業が可能となるようにする。

これらに関連する支部規程の改正を行うものである。なお、支部規程の改正は、「日本コンクリート工学会規則」第 35 条に基づき本部理事会の承認が必要となる。

支部規程の改正案を資料 1 に示す。

（資料 1）

公益社団法人 日本コンクリート工学会近畿支部規程（案）

平成 23 年 5 月 20 日 制定
平成 26 年 5 月 20 日 改正

（目的）

第 1 条　本規程は，公益社団法人 日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）定款（以下「定款」という。）及び本学会規則（以下「規則」という。）に定める目的及び事業に準拠して，近畿支部（以下「支部」という。）における会務運営についての基準を定めることを目的とする。

旧）　公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「学会」という。）定款（以下「定款」という。）第 51 条の定めにより設置する近畿支部（以下「支部」という。）の運営に関しては，学会規則（以下「規則」という。）第 35 条の規定により，定款及び規則に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（支部会員）

第 2 条　支部は定款第 51 条別表に定める地区に在職する会員をもって組織する。ただし，非在職者にあっては，同地区内に在住する会員，また，学生会員にあっては，同地区内に所在する学校に通学する会員とする。

（事業）

第 3 条　支部は，定款第 51 条別表に定める地区内に於いて，定款第 4 条に定める本学会の事業のうち次の事業を行う。

(1) コンクリートに関する調査研究
(2) コンクリートに関する研究成果の普及
(3) 研究報告及び資料の刊行
(4) 講演会，講習会及び研究会の開催
(5) 情報の収集，紹介及び交換
(6) コンクリートに関する表彰，奨励
(7) コンクリートに関する啓発及び広報活動
(8) 国内外のコンクリートに関する組織への参加及びその活動に対する協力
(9) コンクリートに関する技術向上をはかるための資格付与と教育
(10) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

（支部役員）

第 4 条　支部に次の役員を置く。

(1) 支 部 長　　1名
(2) 幹 事 長　　1名　　（追加）
(3) 幹　　事　　10名以内　　旧）5名以内
(4) 常任委員　　40名以内　　旧）30名以内
(5) 支部監事　　2名以内

（支部役員の選出・選任）

第5条　支部長は，規則第34条第2項の規定に基づき，支部に所属する会員から支部役員会で候補者を選出し，支部総会の決議を得て理事会で選任する。

2. 幹事長，幹事，常任委員及び支部監事は支部役員会で候補者を選出し，支部総会で選任する。　（追加）
3. 支部長が欠けたときは，補充者を選任する。この場合，その選任については第1項の規定による。
4. 支部長以外の支部役員が欠けたときは，補充者を支部役員会で選任することができる。

（支部役員の任期）

第6条　支部役員の任期は，原則として2年とする。ただし，再任を妨げない。

(1) 支 部 長　　2年
(2) 幹 事 長　　2年　　（追加）
(3) 幹　　事　　2年
(4) 常任委員　　2年
(5) 支部監事　　2年

2. 任期の始期は，支部総会の翌日からとする。ただし，任期満了後でも，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
3. 前条第3項及び第4項に基づき選任された補充者の任期は，前任者の残余の期間とする。

（支部役員の職務）

第7条　支部役員は次の職務を行う。

(1) 支 部 長　支部を代表し，支部会務を総括する。
(2) 幹 事 長　幹事会を取りまとめ，支部長に事故あるときは，その職務を代行する。　（追加）
(3) 幹　　事　支部長及び幹事長を補佐し支部会務を処理する。　（修正）
(4) 常任委員　支部役員会を構成し，第10条に定める事項について決議するとともに，支部会務を処理する。
(5) 支部監事　支部の役員の職務執行並びに会計を監査し，その結果を支部役員会及び支部総会に報告する。

旧）(2) 幹　　事　支部長を補佐し，支部長に事故あるときは，幹事のうち１名がその職務を代行する。　（削除）

（顧問）

第８条　支部に顧問を置くことができる。顧問は，支部役員会に出席し，支部運営について意見を述べることができる。

2. 顧問の任期は，原則として２年とし，再任を妨げない。

3. 顧問は支部役員会で選任する。

（支部総会）

第９条　支部長は，毎年定時社員総会前に支部総会を招集し，また，必要に応じ臨時支部総会を招集する。

2. 支部総会は次の事項について決議する。

(1) 支部規程の改正

ただし，支部規程の改正は第 15 条に定める手続きによる。

(2) 支部長候補者の選出

(3) 幹事長，幹事，常任委員及び支部監事の選任　（追加）

(4) その他支部役員会で必要と認めた事項

旧）(1) 支部の事業報告及び収支決算　（削除）

3. 支部総会は，支部会員の 10 分の１以上の出席をもって成立し，出席者の過半数で議決する。ただし，委任状を提出したものについては，出席者とみなす。

（支部役員会）

第 10 条 支部長は支部役員を招集し，支部役員会の議長となる。

2. 支部役員会は次の事項について決議する。

(1) 支部の事業報告及び収支決算　（追加）

(2) 支部の事業計画及び収支予算

(3) 支部の規程類の制定及び改正　（修正）

(4) 支部役員候補者の選出

(5) 顧問の選任

(6) 支部選出選挙管理委員の選任

(7) 代議員選挙規則に基づく代議員候補者の推薦

(8) 支部表彰の受賞者　（追加）

(9) その他支部運営に必要な事項

旧）(2) 支部の事業報告案及び収支決算案　（削除）
(3) 支部の規定類の制定案及び改廃案　（削除）

3. 支部役員会は，支部長，幹事及び常任委員の総数の過半数の出席をもって成立し，出席者の過半数の賛成で議決する。ただし，委任状を提出したものについては，出席者とみなす。

（支部委員会）
第 11 条 第 3 条の事業を行うため，必要があるときは支部に委員会を設けることができる。

（事務局及び職員）
第 12 条 支部会務を遂行するため支部に事務局を設け，支部出納管理者を含む有給の職員を置く。
2. 前項の規定による支部出納管理者並びに職員は，支部長が選任する。
3. 前項の規定による支部出納管理者は，規則第 40 条の規定により，理事会の承認を得るものとする。
4. 事務所は近畿地区内に置く。　（追加）

（支部会計）
第 13 条 支部の経費としては，本部からの交付金，行事参加費，その他を充てる。
2. 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
3. 支部会計は支部監事の会計監査を受けなければならない。

（報告）
第 14 条 支部は，毎年 2 月末日までに翌事業年度分の事業計画及び収支予算を会長に報告する。
2. 支部は，支部総会終了後速やかに前事業年度の事業及び決算の報告並びに財産目録を会長に報告する。
3. 支部は，毎月所定の様式により，資金の出納実績を本部へ報告する。

（規程の改正）
第 15 条 この規程は，支部総会の決議を経て，規則第 35 条の規定により，理事会の承認を得て改正することができる。

（附則）
1. 本規程は，平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

第３号議案　支部役員の選任に関する件

支部活性化等を目指し、以下のとおり幹事長の選任、幹事、常任委員の増員に伴う選任および異動に伴う支部監事の選任を行うこととしたい。

① 幹事長については、組織運営の円滑化を図ることを目的として、H25 年度から幹事長職をお願いしている井上幹事を幹事長として選任する。

② 幹事、常任委員の増員については、支部活性化を図るために、「総務委員会」、「広報行事委員会」、「調査研究委員会」を設置するとともに、各委員会相互の連携を図るために各委員長を幹事として増員し、あわせて各委員会の活動を強化するために常任委員を増員する。なお，増員する役員については、常任委員の若返りや女性会員の支援等の観点から選任する。

③ 支部監事については、１名が異動のため後任を選任する。

以上のことから、幹事長、幹事、常任委員および支部監事について、以下の候補者を選任することとしたい。

なお、現役員の改選時期は、平成 27 年度支部総会時であるため、今回選任される役員については任期を１年とし、改選時期の統一を図ることとしたい。

	名 称	氏　名	所　　属
	幹 事 長	井上　　晋	大阪工業大学工学部都市デザイン工学科
1	幹　　事	大谷 恭弘	神戸大学大学院工学研究科建築学専攻
2	幹　　事	鶴田 浩章	関西大学環境都市工学部都市システム工学科
3	幹　　事	服部 篤史	京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻
1	常任委員	今村 りえ	中央復権コンサルタンツ㈱
2	常任委員	久保田 麻里子	㈱奥村組
3	常任委員	小林　　仁	㈱ピーエス三菱
4	常任委員	佐伯 奈都美	ジェイアール西日本コンサルタンツ㈱
5	常任委員	武田 宇浦	国立明石工業高等専門学校
6	常任委員	辻村　　隆	㈱CORE 技術研究所
7	常任委員	西崎 丈能	大阪ガス㈱
8	常任委員	山﨑 順二	㈱浅沼組
	支部監事	河野 広隆	京都大学経営管理大学院

【報告事項】

(1) 平成 26 年度 事業計画および収支予算について

事　業　計　画

（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

平成 26 年度は、抽出できた課題解決に向けて、順次実施に移すことを行う年度である。

1. 役員会・委員会・WG

適宜実施

2. 通常総会

開 催 日：平成 26 年 5 月 13 日(火)

場　　所：大阪科学技術センター 8F 小ホール

3. 講演会およびセミナー

(1) 特別講演会

開 催 日：平成 26 年 5 月 13 日(火)

場　　所：大阪科学技術センター

講　　演：「大量のフライアッシュをどう使っていくか」

㈱関電パワーテック　大前 延夫 氏

(2) コンクリート工学年次大会 2014（高松）

開 催 日：平成 26 年 7 月 9 日（水）～11 日（金）

場　　所：サンポート高松

(3) セメント・コンクリート関西発表会 2014 （共催：コンクリート研究会）

開 催 日：平成 26 年 11 月頃

場　　所：大阪市内

4. 見学会

(1) 親子見学会

開 催 日：平成 26 年 7 月 28 日（月）

場　　所：和歌山県和歌山市 花王和歌山工場

(2) シールドトンネル現場見学会

開 催 日：平成 26 年 11 月頃

場　　所：大阪府堺市 高速道路シールドトンネル（大和川）

(3) セメント工場見学会　（共催：コンクリート研究会等）

開 催 日：平成 26 年 12 月頃

場　　所：兵庫県赤穂市 住友大阪セメント赤穂工場

5. 研究専門委員会等

(1) 若手研究プロジェクト推進 WG

H26 年度は、平成 25 年度に実施した日本コンクリート工学会近畿支部連続講演会の成果を受けて、若手研究者・技術者を対象とした研究プロジェクトを企画・実施する。

委 員 長：倉本　洋（大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻）

(2)新規研究専門委員会

委員会名：暑中コンクリート工事の現状と対策に関する研究専門委員会

委 員 長：服部 篤史（京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻）

活動内容：

昨今の地球温暖化の影響も相まって、夏季には外気温が 38℃にまで上昇することも観測されている。コンクリート工事については、土木学会 2012 年制定コンクリート標準示方書［施工編］や建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2009 で、日平均気温が 25℃を超える時期に施工することが想定される場合に「暑中コンクリート」としての施工を行うことを標準とする旨が記されている。また、打込み時のコンクリート温度を 35℃以下とすることが標準（あるいは原則）と規定している。

しかし、生コン製造者も施工者も、費用対効果の面で有効な対策がなかったり、施工条件によっては 35℃以下という規定を満足することが難しくなる場合がある。

これに対し日本建築学会近畿支部では、全国的にみても厳しい暑中環境となる近畿、特に大阪地区を対象に、しかるべき理由付けにより 35℃という上限値を変更できないかとの考えをベースに、大阪広域生コンクリート協同組合と共同で、不具合防止対策について検討を行い、平成 25 年 5 月に「暑中コンクリート工事における対策マニュアル」をまとめた。

しかし、スランプの小さい土木配合のコンクリートや、マスコンとなる場合については十分な検討がなされていないのが現状である。

そこで提案する研究専門委員会では、建築学会近畿支部の報告を参考に、土木配合あるいは土木構造物（鉄道、道路、電力・ガス、港湾など）に着目し、その暑中コンクリートの問題点、対策事例、近畿地方に特別な事項、などを施工編や JASS 5 を背景として整理し、生コン製造者、施工者、コンサルタントに解説・提案することを目的とする。

委員の公募：幹事を含めて約 20 名程度を公募する。

活動期間：平成 26～27 年度の 2 年間の予定

収　支　予　算

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

（単位：円）

科　　目	当年度予算	前年度予算	増減
1.　経常収益			
(1)　本部交付金	1,800,000	1,800,000	0
(2)　総会懇親会費	150,000	150,000	0
(3)　雑収益			
①　預金利息	2,000	2,000	0
小計	2,000	2,000	0
経常収益合計(A)	1,952,000	1,952,000	0
2.　経常費用			
(1)　事業費			
1)　H26年度研究委員会活動費（公募分）	300,000	300,000	0
2)　若手研究プロジェクト推進ＷＧ	300,000	2,000,000	-1,700,000
3)　H20年度研究委員会活動費	0	122,460	-122,460
4)　支部活性化事業費	500,000	500,000	0
5)　関係団体共催費	250,000	250,000	0
6)　総会・特別講演会費	400,000	300,000	100,000
7)　予備費	100,000	100,000	0
事業費合計(a)	1,850,000	3,572,460	-1,722,460
(2)　管理費			
1)　事務委託費（人件費含む）	777,600	855,000	-77,400
2)　会議費（役員会費用）	100,000	50,000	50,000
3)　事務費			
①　通信費	80,000	100,000	-20,000
②　旅費交通費	30,000	100,000	-70,000
③　事務所費	129,600	120,000	9,600
④　会議費	0	0	0
⑤　消耗費	20,000	0	20,000
⑥　雑費	15,000	85,000	-70,000
⑦　予備費	0	60,000	-60,000
小計	274,600	465,000	-190,400
管理費合計(b)	1,152,200	1,370,000	-217,800
経常費用合計(B=a+b)	3,002,200	4,942,460	-1,940,260
当期正味財産増減額(C=A-B)	-1,050,200	-2,990,460	1,940,260
正味財産期首残高(D)	7,487,438	8,442,712	-955,274
正味財産期末残高(C+D)	6,437,238	5,452,252	984,986

(2) 内規類の制定について

支部のガバナンスを強化するため、「日本コンクリート工学会規則」に準じて、「日本コンクリート工学会近畿支部委員会運営内規」（資料 2)、「日本コンクリート工学会近畿支部旅費，原稿料及び講演謝礼，慶弔取扱に関する内規」（資料 3）を制定するとともに、支部および若手会員等の活性化に資するよう「日本コンクリート工学会近畿支部研究専門委員会内規」（資料 4)、「日本コンクリート工学会近畿支部表彰内規」（資料 5）を制定する。

（資料 2）

日本コンクリート工学会近畿支部委員会運営内規

平成 26 年 5 月 13 日 制定

（目的）

第 1 条　この内規は，日本コンクリート工学会近畿支部（以下「支部」という。）の活動を円滑に運営するために設置する支部委員会の運営などについて定めることを目的とする。

（委員等）

第 2 条　支部委員会は，幹事及び常任委員から構成する。

2. 委員長は，幹事から選任するものとする。

3. 委員長の任期は 2 年とする。ただし，再任は妨げない。

（運営等）

第 3 条　支部委員会は，支部委員会相互の情報交換を行いつつ支部の運営に関する活動を行う。

2. 総務委員会，広報行事委員会，調査研究委員会の 3 つの委員会を設置する。

(1) 総務委員会

支部規程及び内規，支部運営体制の見直し，支部総会の開催，年間活動計画，予算策定，技術向上を図るための資格付与と教育など，本学会の目的を達成するために必要な事業を行うものとする。

(2) 広報行事委員会

研究成果の普及，講演会・講習会及び研究会の開催，啓発及び広報活動，その他本学会の目的を達成するために必要な事業を行うものとする。

(3) 調査研究委員会

調査研究，研究報告及び資料の刊行，表彰及び奨励の選定，情報の収集・紹介及び交換，その他本学会の目的を達成するために必要な事業を行うものとする。

3. 委員長は，必要に応じて委員会内にワーキンググループ（WG）を設置することができる。

（改正）

第 4 条　この内規の改正は総務委員会が発議し，支部役員会が決定する。

（附則）

1. 本内規は，平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

（資料 3）

日本コンクリート工学会近畿支部旅費，原稿料等及び講演謝礼，慶弔取扱に関する内規

平成 26 年 5 月 13 日 制定

（目的）

第 1 条　この内規は，日本コンクリート工学会（以下，「本学会」という。）近畿支部（以下，「支部」という。）の役員，委員及び講師が，会務並びに会議，委員会への出席などのため，国内を旅行する場合の旅費等，委員会活動等で支払う旅費，原稿料等及び講演謝礼，支部関係者の慶弔取扱について定めることを目的とする。

（旅費）

第 2 条　旅費については，原則として本学会の旅費内規に従うものとする。

2.　本学会の旅費内規第 4 条第 2 項近地交通費については，支部の財政状況を考慮の上，以下のように 100 円単位に切り上げて，その都度支払う。

交通費が 500 円未満の場合は，500 円とする。

交通費が 500 円以上の場合は，100 円未満の金額を 100 円単位で切り上げた額とする。

（原稿料及び講演謝礼）

第 3 条　原稿料等及び講演謝礼については，原則として本学会の会誌原稿料等及び講演謝礼に関する内規に従うものとする。

（慶弔取扱）

第 4 条　慶弔取扱については，原則として本学会の慶弔取扱内規に従うものとする。

2.　この内規に定めのない場合の取扱については，支部長の指示を受けるものとする。

（改正）

第 5 条　この内規の改正は総務委員会が発議し，支部役員会が決定する。

（附則）

1.　本内規は，平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

（資料 4）

日本コンクリート工学会近畿支部研究専門委員会内規

平成 26 年 5 月 13 日 制定

（目的）

第 1 条　この内規は，日本コンクリート工学会近畿支部（以下，「支部」という。）の調査研究委員会が所管し，近畿地方におけるコンクリート工学に関する種々の課題について調査・研究を実施することを目的とする研究専門委員会について規定することを目的とする。

（組織）

第 2 条　研究専門委員会の研究課題の公募，審査及び選考は，調査研究委員会において実施する。

2. 研究専門委員会の研究課題，委員長及び活動期間は，支部役員会の承認を得なければならない。
3. 研究専門委員会の委員は，原則として支部会員とする。委員長は委員を公募し，調査研究委員会に報告する。委員数は，原則として 20 名以下とする。
4. 研究専門委員会の活動期間は，原則として 2 年とし，さらに期間継続が必要な場合は調査研究委員会で審議のうえ，支部役員会の承認を得なければならない。

（運営等）

第 3 条　委員長は，目的を達成するために必要の都度研究専門委員会を招集し，その運営に当たる。

2. 研究専門委員会は，調査研究委員会に対し，適宜，進捗状況を報告し，毎年度末までに当該年度の活動内容並びに決算内容を報告するとともに，支部役員会の承認を得なければならない。
3. 研究専門委員会は，調査研究委員会に対し，毎年度末までに次年度活動計画案及び予算案を報告するとともに，支部役員会の承認を得なければならない。
4. 研究専門委員会は，調査研究委員会と調整のうえ，活動期間終了直後の支部役員会及び総会に成果報告を行うとともに，その後 6 ヶ月以内に，支部長に研究成果概要報告書を提出しなければならない。また，得られた成果は会員等に対して公開しなければならない。
5. 研究専門委員会の得た成果は，支部に帰属する。

（改正）

第 4 条　この内規の改正は調査研究委員会が発議し，支部役員会が決定する。

（附則）

1. 本内規は，平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

（資料 5）

日本コンクリート工学会近畿支部表彰内規

平成 26 年 5 月 13 日 制定

（目的）

第 1 条　この内規は，日本コンクリート工学会近畿支部（以下,「支部」という。）規程第 3 条(6)に定める表彰,奨励に関わる選考方法等について定めることを目的とする。

（賞の種類と内容）

第 2 条　支部表彰として，近畿支部奨励賞（以下,「奨励賞」という）を設ける。

2.　「奨励賞」は，本学会発行の刊行物に発表された論文あるいは報告（テクニカルレポート，工事記録等）のうち，コンクリートに関する優れた論文あるいは報告を対象とし，発刊された時点で40 歳未満で，筆頭著者を受賞者とする。
ただし,対象となる論文あるいは報告が複数で,該当する筆頭著者も複数の場合,その研究において最も貢献した者 1 名を受賞者とする。すでに「奨励賞」を受賞したものは，重ねて同一の賞の受賞者となることはできない。

（募集）

第 3 条　「奨励賞」の募集は，総務委員会において毎年 1 回行い，コンクリート工学会誌に公募する。

（奨励賞の審査）

第 4 条　「奨励賞」の審査・選考は，調査研究委員会において実施する。

（審査のための調査研究委員会の運営）

第 5 条　調査研究委員会は,十分審議の上,支部役員会に答申すべき受賞候補を決定する。
受賞候補を決定する際の委員会の定足数は 3 分の 2 以上とする。この場合において，書面をもってあらかじめ意思表示したものは出席者とみなす。

2.　調査研究委員会委員長は,調査研究委員会における受賞候補の選考経過並びに決定理由を支部役員会に報告する。

（審査基準）

第 6 条　「奨励賞」の審査基準は，独創性，萌芽性及び将来性とする。

（「奨励賞」の決定，表彰）

第 7 条　「奨励賞」は，調査研究委員会の答申に基づき，支部役員会にて決定する。

2.　表彰件数は，毎年原則として 3 件以内とする。

3. 「奨励賞」の表彰は，総務委員会で執り行い，支部総会において賞状及び副賞を授与する。

（審査選考の中立性）

第 8 条　「奨励賞」の候補に調査研究委員会委員が該当する場合，または調査研究委員会委員の業績となっている場合には，審査・選考業務を行うことはできない。

（対象業績の期間）

第 9 条 「奨励賞」の対象となる論文あるいは報告は，表彰年の前年 12 月までの 2 年間に刊行されたものとする。ただし，同一の課題につき，それ以前の刊行物に発表されたものがあるときは，一連の業績として対象とすることができる。

（改正）

第 10 条 この規定の改正は総務委員会が発議し，支部役員会が決定する。

（附則）

1. 本内規は，平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

(3) ホームページの刷新について

近畿支部のホームページ（以下、HP）については、現状、本部サーバーを利用した形で開設されているが、HP 更新の体制や仕組みが定められておらず、長期間更新されない状態が続いていた。

支部活性化を検討する中で、HP の効果的な活用による会員や市民向けの情報受発信が不可欠との結論に至り、H25 年度、広報行事分科会において、HP 更新の必要性と具体的な進め方について検討が加えられた。

その結果、新しい HP は H26 年 6 月の公開を目指し、以下の状況にある。

① 本部サーバーを利用した形では、HP の発展性等に限界があるので、北海道支部のように独自に外部サーバーを利用する。

② ユーザーにとって、支部の概要や活動状況が分かりやすい HP とするために、他支部や他学会の HP を参考にデザインやコンテンツの構成等を外注で行うこととし、HP の維持費を含めて H26 年度予算において必要額を確保する。

③ 内容の充実を目指してコンテンツを順次整備することとし、各委員会が分担して作成のうえ、広報行事委員会が取りまとめる仕組みとする。

④ HP の管理体制を整備し、また HP の活用と活性化を促すため、広報行事委員会内に専門 WG を設ける。

a) 主として若手会員から構成される HP 担当 WG

b) 女性会員で構成される企画 WG

HP 担当 WG（会員 4～6 名で構成）には、各委員会（総務、広報行事、調査研究）から各 1 名の委員に各委員会情報の伝達役およびオブザーバーとして参画してもらう。女性会員で構成される企画 WG では、女性の視点からコンクリートに関わることについて支部・地域を越えて語り、交流する場を HP 上に設け、そのアウトプットを情報発信してもらう。

なお、HP を活用した支部活性化のためには、会員から積極的に情報提供ならびに参画していただくことが望ましいので、広報行事委員会への情報提供等をお願いするところである。

(4) 会員数の推移について

年度	個人会員			団体会員						合 計	備 考
				第１種	第２種				小 計		
	正	学生	小 計		１級	２級	３級	４級			
H13			996						41	1,037	近畿支部の記録
H14			994						51	1,045	
H15			992						36	1,028	
H16										1,021	
H17										981	
H18										978	
H19										944	
H20										925	
H21											
H22			895						36	931	
H23	789	22	811	5	0	0	4	27	36	847	本部照会
H24	739	38	777	5	0	0	3	30	38	815	
H25	710	35	745	5	0	0	3	32	40	785	

※ H23、H24、H25 年度は、各年度末現在の会員数

(5) 本部からの報告について

① 臨時理事会（平成 25 年 6 月 21 日（金））
- 副会長を 3 名とし，宮川豊章理事を副会長に選任

② 7 月定例理事会（平成 25 年 7 月 3 日（水））
- JCI ホームページのあるべき姿と運営方法（コンテンツの充実等）
- コンクリート診断士試験受験申込者数：6,547 名（対前年 366 名増）
- コンクリート技士研修会受講申込者数：8,975 名（対前年 502 名減）

③ 8 月定例理事会（平成 25 年 8 月 29 日（木））
- 知的財産，職務発明などの取り扱いに関する方針及びルールの構築等
- コンクリート技士研修会受講申込者数の傾向
- コンクリート診断士試験合格者：694 名（合格率 13.2%）
- 7 月 31 日現在の会員数（7,377 名）及び加入の促進

④ 10 月定例理事会（平成 25 年 10 月 31 日（木））
- IT 委員会（仮）の役割，委員構成の考え方，発足日程等

⑤ 12 月定例理事会（平成 25 年 12 月 26 日（木））
- 定款の変更
- 講習会等のオンデマンド配信に関する検討状況の報告とデモの紹介
- コンクリート技術講習会受講者数

  → 2013 年度は 610 名（対前年 53 名増）であるが，1993 年度（2,703 名）以降減少で，特に東京，大阪での減少が著しい
- コンクリート技士合格者：2,342 名（合格率 28.8%），主任技士合格者：422 名（合格率 12.9%）
- JCI 創立 50 周年記念事業
- 軍艦島国際会議開催方針
- コンクリート技術講習会の講習日数について：2 日から 1 日に短縮

⑥ 2 月定例理事会（平成 26 年 2 月 28 日（金））
- 年次大会 2014（高松）実行計画（平成 26 年 7 月 9 日（水）～11（金）の 3 日間）
  - 投稿申し込み数：660 件
  - 生コンセミナー：「どんなん！？四国の生コン　–四国の生コンの現状と将来–」
  - 特別講演：「コンクリート技術が実現した魅惑の空間–豊島美術館の設計と施工」
    「コンクリートの新技術を社会に生かすための技術–フライアッシュの発生全量をコンクリートに活用したマネジメント技術」
  - 見学会：1. 本四架橋＆瀬戸大橋記念博物館見学
    2. 豊稔池＆金比羅山見学
    3. 豊島廃棄物場見学＆直島の安藤忠雄美術館見学
- コンクリート工学年次大会開催地の長期計画

⑦ 3 月定例理事会（平成 26 年 3 月 26 日（水））：特になし